

教育テック専門職大学院大学学位規則

2025 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育テック専門職大学院大学が授与する専門職大学院の学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する専門職大学院の学位は、専門職学位とする。

(専門職学位授与の要件)

第 3 条 専門職学位は、本学専門職大学院専門職学位課程に当該研究科の定める標準年限以上在学し、所定の履修方法に従い修了要件単位以上を修得した者に対し、当該研究科教授会の議を経てこれを授与する。

(学位申請論文の提出)

第 4 条 前条の規定による専門職の学位を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、次の提出物について、研究指導教員の承認を得た上で、その在学中の所定の期日までに研究科教授会に所定の部数を提出するものとする。

(1) 学位申請論文

(2) 論文要旨

2 前項に規定する提出に当たって、学位申請者が旧姓で学位申請論文を提出することを希望する場合は、同項に規定する提出物に加えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 所定の旧姓使用届

(2) 戸籍抄本等

(学位申請論文審査委員会)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号の学位申請論文の審査は、研究科教授会が設ける学位申請論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）がこれを行う。

2 論文審査委員会には、その研究指導教員を主査とし、ほかに前項の教授会が選定する研究科に所属する教授又は准教授 1 名以上 2 名以下を加えなければならない。

3 論文審査委員会は、審査に当たって他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位申請論文最終試験)

第 6 条 第 4 条第 1 項第 1 号の学位申請論文に関する最終試験は、論文審査委員会が行う。ただし、必要に応じ研究科に所属する教授、准教授又は助教の出席を求めることができる。

2 最終試験は、学位申請論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたり試問の方法によりこれを行う。

3 試問は、口頭試問による。ただし、筆答試問をあわせて行うことができる。

(専門職学位の名称)

第7条 本学専門職学位課程を修了した者に対し、以下の専門職学位を授与する。

(1) 教育情報学修士(専門職)

(2) 教育経営学修士(専門職)

(学位の名称の使用)

第8条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、以下のとおり当該学位を授与した本学名を付記するものとする。

(1) 教育情報学修士(専門職)(大阪キリスト教学院)

(2) 教育経営学修士(専門職)(大阪キリスト教学院)

(学位授与の取消し)

第9条 本学において学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科教授会の議決によりその学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨公表するものとする。

2 前項に規定する議決を行うには、構成員総数の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 第1項の議決の方法は、無記名投票によるものとする。

(学位記の様式)

第10条 学位記の様式は、別表に掲げるとおりとする。

(改廃手続)

第11条 この規則の改廃は、研究科長会及び研究科教授会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附則

この規則は、2025年4月1日から施行する。